

登別市農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更理由

所有者より現況農用地等に係る農用地区域からの除外の申出があり、当該農用地は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定める除外要件を満たしていることから、整備計画の変更が必要であると判断したため。

2 変更内容

農用地利用計画の変更（農用地からの除外）

(1) 除外する土地の所在、地番

札幌市 373 番地 1 の内

(2) 除外する土地の面積

764 平方メートル

(3) 除外の理由

当該農用地については一方向を除いて既存の産廃施設や土地所有者の農業用施設等に囲まれた農用地区域に存在しており、今回の除外により周辺の農地の集団性を損なうものではなく、当該土地の生産性についても周辺の農地よりは低い状況にある。除外後の農地部分についても、隣接する農地及び周辺の農地と一体化した団地を形成していることから、効率的な農作業が可能と判断される。

また、当該地についてはこれまで農業者からの取得希望や賃借の希望がなく、認定農業者の農業経営計画を確認した結果、農地の拡大に関する目標は達成される見込みであり、現在の農地所有者についても経営拡大を検討していない状況にあることから、除外はやむを得ないと判断した。